

# 新公立病院改革プランの概要

# 医療における喫緊の課題は、2025年に向けた医療提供体制の構築である

## いわゆる2025年問題

### ■ 団塊の世代が75歳となる年である

- 医療・介護需要が最大化する
- 高齢化に伴い疾病構造が変化する

### ■ 高齢者人口の増加には大きな地域差がある

- 都市、郊外、農村などの地域によって医療需要は異なる
- 地域によっては高齢者人口の減少が始まっている



- ### ■ 医療機能の分化・連携により、限られた医療資源を効果的かつ効率的に配置し、地域において急性期から回復期、慢性期まで患者が状態に見合った病床で、状態にふさわしい、より良質な医療サービスを受けられる体制を作る

出所：厚生労働省資料

# 現在、2025年に向けた各種取り組みが予定されている

## 2025年に向けた医療・介護提供体制の見直しスケジュール

	2013年度 (H25年度)	2014年度 (H26年度)	2015年 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度 (H30年度)	2025年度 (H37年度)
医療計画	第6次計画					第7次計画	地域包括 ケアシステム
地域医療構想		地域医療 構想GL	地域医療構想(ビジョン)策定				
介護保険事業計画	第5次計画		第6次計画			第7次計画	
医療費適正化計画	第2次計画					第3次計画	
診療報酬改定		診療報酬改定		診療報酬改定		診療報酬改定	
介護報酬改定			介護報酬改定			介護報酬改定	
地域医療介護総合 確保基金		医療分					
			介護分				
新公立病院 改革プラン		新改革プラン GL	改革プラン 策定①(推奨)	改革プラン 策定②	改革プラン実行(~H32年度)		
医療法人制度の 見直し			非営利型法人の創設 医療法改正(予定)		外部監査の義務化(予定)		
社会福祉法人制度 の見直し			社会福祉法改正(予定) H27/6法案成立、H28/4法令交付		外部監査の義務化(予定)		

出所：厚生労働省、宮崎医療課長資料等よりキャリアブレインが作成。一部加筆

# 平成27年度、28年度にすべての自治体で改革プランの策定が求められる

## 新公立病院改革ガイドライン

公立病院改革ガイドライン  
(平成19年12月24日付自治財政局長通知)

「経済財政改革基本方針2007」を踏まえ、病院事業を設置している地方公共団体に足し知恵、公立病院改革プランの策定が要請された

■ ガイドラインの概要

- 策定時期:平成20年度
- プランの期間:平成20年度～平成25年度
- 視点:
  - ・経営の効率性
  - ・再編・ネットワーク化
  - ・経営形態の見直し
- 成果:

年度	経常収支黒字	経常収支赤字
H25	414	478
H20	280	663

0% 20% 40% 60% 80% 100%

■ 経常収支黒字 ■ 経常収支赤字

新公立病院改革ガイドライン  
(平成27年3月公表予定)

医療介護総合確保推進法に基づき都道府県で平成27年度に作成が求められている地域医療構想を踏まえた改革プランの策定が要請される予定

■ 新ガイドラインの概要

- 策定時期:平成27年度、平成28年度
- プランの期間:策定年度～平成32年度
- 対象:四つの視点に沿った内容とする

地域医療構想を踏まえた役割の明確化

再編・ネットワーク化

四つの視点

経営の効率化

経営形態の見直し

出所:公立病院改革プラン実施状況等の調査結果(平成25年度)

# 新公立病院改革プランは4つの視点での更なる改革を求めている

## 新公立病院改革プランのポイント(1/2)

### ① 更なる公立病院改革を求めている

- 公・民の適切な役割分担の下、地域において必要な医療提供体制の確保を図り、その中で公立病院が安定した経営の下でへき地医療・不採算医療や高度・先進医療等を提供する重要な役割を継続的に担っていくことができるようにすること
- 医師をはじめとする必要な医療スタッフを適切に配置できるよう必要な医療機能を備えた体制を整備するとともに、経営の効率化を図り、持続可能な病院経営を目指すこと
- 医療法に基づく地域医療構想の検討及びこれに基づく取組と整合的に行われる必要があること

### ② 4つの視点(更なる見直し)に基づく改革を求めている

- 地域医療構想を踏まえた役割の明確化
- 経営の効率化
- 再編・ネットワーク化
- 経営形態の見直し

#### 地域医療構想とは

- ✓ 都道府県が医療計画の一部として平成27年度に策定
- ✓ 地域の医療需要の将来推計や病床機能報告制度等により医療機関から報告された情報等を活用
- ✓ 二次医療圏等毎に、各医療機能の必要量等を含む地域の医療提供体制の将来の目指すべき姿を提示
- ✓ 主な内容
  - 2025年の医療需要(入院・外来別・疾患別患者数等)
  - 2025年に目指すべき医療提供体制(二次医療圏等ごとの医療機能別の必要量)
  - 目指すべき医療提供体制を実現するための施策(施設設備、医療従事者の確保・養成等)

出所:新公立病院改革ガイドラインから抜粋

# 地域医療構想のもと、都道府県の役割・責任の強化を求めている

## 新公立病院改革プランのポイント(2/2)

### ③ 都道府県の役割・責任の強化を求めている

- 都道府県は、地域医療構想のもと、自らの公立病院に係る新改革プランとは別に、病院事業設置団体の新改革プランの策定についても、市町村担当部局と医療担当部局とが連携し、適切に助言すべきである
- 公立病院を設置する市町村等が再編・ネットワーク化に係る計画を策定する際には、都道府県においても、積極的に参画すべきである

### ④ 新改革プランの実施状況の点検・評価・公表を求めている

- 地方公共団体は住民へ新改革プランを公表し、実施状況をおおむね年1回以上点検・評価を行う
- 評価の過程においては、有識者や地域住民等の参加を得て設置した委員会等に諮問するなどにより、評価の客観性を確保する
- 点検・評価・公表に際し、積極的な情報開示に努める
- 達成が著しく困難である場合には、抜本的な見直しを含め新改革プランの改定を行う
- 総務省は新改革プランの策定状況及び実施状況をおおむね年1回以上全国調査し、その結果を公表する